赤穂市新学校給食センター整備事業者選定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本業務は、赤穂市新学校給食センター整備基本計画(以下「整備基本計画」という。)に基づき、 赤穂市新学校給食センター整備事業を設計・施工一括発注方式(以下「DB方式」という。)で実 施するにあたり、学校給食衛生管理基準に適合した安全性と、効率的で効果的な学校給食センタ ーを整備するための要求水準書の作成等の発注支援業務を、高度な専門知識と豊富な経験を有し た事業者に委託するものである。

本要項は、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が最も優れた者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1)業務名

赤穂市新学校給食センター整備事業者選定支援業務

(2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4)業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(5) 提案上限額

13,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

また、契約候補者が、契約締結の日までにおいて、 $(1) \sim (3)$ のいずれかに該当しないこととなった場合は、その者とは契約を締結しない。この場合、(4) 「参加申込書を提出する日」は「契約を締結しようとする日」に読み替える。

- (1) 赤穂市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) プロポーザル参加申込書の提出期限の日から契約締結の日までに赤穂市の入札参加資格制限及び指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者(破産者、契約に不当・不正の行為があった者、定められた資格要件を有しない者)。
- (4) 参加申込書を提出する日において、市町村税(法人にあっては代表者個人の市町村税を含む。)、法人税、消費税及び地方消費税並びにその延滞金を滞納していないこと。
- (5) 過去10年間(平成24年4月1日から令和4年3月31日まで)に学校給食センター の新築又は改築を官民連携(DB方式、DBO方式、PFI事業方式)により実施した要 求水準書又は審査基準書の作成を含む発注支援業務(アドバイザリー業務)の受託実績が

あること。

- (6) 本業務の業務責任者(発注者と業務について協議し、中心となって本業務を支援する管理技術者)は、学校給食センターの官民連携業務の実績を有し、技術士(都市及び地方計画)又は一級建築士の資格を有する者であること。
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2 号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 実施スケジュール

(1)選定委員会の設置

受託者の選定にあたり、「赤穂市新学校給食センター整備事業者選定支援業務委託事業 者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」を設置する。

(2) 1次審査及び2次審査

参加事業者が3者を超える場合は、1次審査(書類審査)を行い、上位3者について2次審査(プレゼンテーション審査)を行う。なお、参加事業者が1者の場合でも2次審査を行う。

(3) 実施スケジュール

年 月 日	内 容		
令和4年 4月12日(火)	公告日		
令和4年 4月12日(火)から 4月20日(水)午後4時まで	質問書の受付期間		
令和4年 4月26日(火)	質問への最終回答期限		
令和4年 4月19日(火)から 4月28日(木)午後4時まで	参加申込書の提出期間		
令和4年 5月上旬	参加資格の確認及び1次審査(書類審査)		
令和4年 5月10日(火)	1次審査結果通知		
令和4年 5月13日(金)から 5月20日(金)午後4時まで	企画提案書等の受付期間		
令和4年 5月31日(火)*予定	提案書等に関するプレゼンテーション審査(2次審査)		
令和4年 6月上旬	審査結果の通知		
令和4年 6月上旬	契約締結		
以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。			

※各実施日は、コロナ禍における緊急事態宣言、事務の都合等により変更される場合がある。

※赤穂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和40年赤穂市条例第18号)に規 定する勤務を要しない日及び休日には受付等は行わない。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和4年4月12日(火)から令和4年4月20日(水)午後4時まで

(2) 提出先

赤穂市立学校給食センター

(3) 提出方法

別紙「質問書(様式2)」に質問事項を記入の上、赤穂市立学校給食センターに電子メール、 又はファックスで送信する。なお、送信後は電話により受信確認を行うこと。

(4) 質問に対する回答

令和4年4月26日(火)午後5時までに、本市ホームページに公開する。

6 参加申込書の提出

(1)提出期間

令和4年4月19日(火)から令和4年4月28日(木)午後4時まで

(2) 提出先

赤穂市立学校給食センター

(3) 提出方法

郵送、又は持参による提出とする。

※持参の場合は午前9時から午後4時までの間に限り、郵送の場合は書留郵便による期限内 必着とする。

(4) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

- イ 会社概要(様式3)、パンフレット等を添付すること
- ウ 業務実績調書(様式4)
 - ・平成24年度以降における地方公共団体の学校給食に関連する官民連携業務について 記載すること。
 - ・契約書等の業務実績を証明する書類(契約書の写し(記載実績の内容が確認できる部分で差し支えない)又はテクリス)を添付すること。
- 工 業務実施体制 1 業務実施体制(様式5)
 - 2 予定担当者の経歴等 (1)管理技術者(様式5-1)
 - (2) 担当技術者(様式5-2)

業務責任者(管理技術者)及び業務担当者を各1名以上配置するとともに、その業務従事予定者全員を記載すること。

- ・資格を記載する場合は、それを証明する書類(写し)を添付すること。
- ・記載実績についての契約書写し又はテクリスを添付すること(記載実績の内容が確認 できる部分だけで差し支えないが、予定担当者が携わったことが分かるようにするこ と)。

7 1次審查

1次審査として、業務実績に関する書類審査を「10 審査基準及び配点」の「(1)1次審査」の評価基準に基づき選定委員会事務局で実施する。参加事業者が3者を超える場合は、書類審査に基づき3者を選定する。なお、同点による場合は、配置予定技術者の業務実績を優先して選定する。審査に当たって内容の確認が必要な場合は、事業者へ個別に質問する場合がある。

(1) 審査予定時期

令和4年5月上旬を予定する。

(2) 1次審査結果の通知

審査結果及び企画提案書の提出要請については、書面により通知する。

2次審査対象とならなかった参加者は、通知日より起算して5日以内に、審査結果に対して 説明を求めることができる。

※1次審查結果通知発送予定日:令和4年5月10日(火)

(3) 辞退

1次審査結果の通知を受領後に辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに「辞退届(様式9)」を提出すること。

8 企画提案書の提出

(1)提出期間

令和4年5月13日(金)から令和4年5月20日(金)午後4時まで

(2) 提出先

赤穂市立学校給食センター

(3) 提出方法

郵送、又は持参による提出とする。

※持参の場合は午前9時から午後4時までの間に限り、郵送の場合は書留郵便による期限内 必着とする。

(4) 提出書類

提出書類に記載する表現については、専門知識を有しない者でも理解できるよう専門用語は 極力使用せずにわかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず使用する場合は、用語に注釈 を付けること。

また、提出書類については、順に編綴することとし、添付書類がある場合は、各様式の後ろに重ねること。

ア 企画提案書(様式6)・・・・正本1部、副本8部

イ 企画概要書(様式7)・・・・正本1部、副本8部

ウ 企画提案書(任意様式)・・・・正本1部、副本8部

別紙の「赤穂市新学校給食センター整備事業者選定支援業務委託仕様書」に基づき、 次の項目についてその提案を作成すること。

また、その要旨を簡潔に「企画概要書(様式7)」に記入すること。

- ① 取組方針
- ② 業務実施体制

- ③ 業務実施スケジュール
- ④ 民間事業者の募集に係る支援
- ⑤ 予定価格の算定に係る支援
- ⑥ 民間事業者の選定に係る支援
- ⑦ 契約締結等に係る支援
- ⑧ 収用事業認定申請図書作成支援

エ 企画提案書の書式

- ・A4版両面10枚以内、文字サイズ11ポイント、カラー印刷を基本とする。
- ・写真、イラスト等の使用、フォント種類は自由とするが、提案者が判別できるような ロゴ、社名等は記載しないこと。
- ・各ページ下部余白にページ番号を付すこと。
- オ 見積書(様式8)・・・・・正本1部

本業務に係る見積書とし、見積書の金額は、2(5)の提案上限額を上回らないこと。 また、見積書の内訳が分かる積算内訳書を添付すること。

(5) その他

- ・提案は、1参加者につき1つとする。
- ・本要項に規定する提出書類に不備があった場合は、これを受け付けない。
- ・提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- ・業者選定を行うために必要な範囲において、提案書を複写作成することがある。
- ・提案内容等を確認するため、聴き取りを行う場合がある。

9 2次審査

企画提案書の内容等について、プレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時

令和4年5月31日(火)午後を予定する(開催時間、場所等は、別途通知する)。

(2) 実施方法

プレゼンテーション参加人数は3人までとし、提出した企画提案書等を基に管理技術者又は 担当技術者が説明を行うこと。当日の追加提案や追加資料の配布は認めない。

2次審査は、非公開とする。

ア プレゼンテーションに要する時間

企画提案書の説明20分以内、質疑応答10分程度とし、出退及び機器準備・撤去を含めて50分以内とする。

イ プレゼンテーションに要する機材

プレゼンテーションにおいて、パソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備する。(スクリーン及びプロジェクター (HDMI対応) は市で準備する。)

- ・パソコン (パワーポイント等) を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料 (データ) については、「8 (4) ウ」の企画提案内容と同様のものとする。
- ウ プレゼンテーション方法の変更

社会的な要因でプレゼンテーション等の実施を目的とした会議の実施が困難な場合は、

プレゼンテーションに係る動画データを提出するものとし、選定委員会は、当該動画データにより審査を実施するものとする。

なお、質疑がある場合は、後日、市から質疑の内容を電子メールにて送付することとし、 提出者は原則として送付された日に回答するものとする。

(3) 2次審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に書面をもって通知(令和4年6月上旬予定)する。なお、審査内容及び選定結果に対しては異議を認めないものとする。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果を本市ホームページに掲載する。

なお、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、 可能な範囲で配慮する。

10 審査基準及び配点

(1) 1次審査			
評価項目	評価基準	評価点	
業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	1 0	
予定管理技術者の業務	本業務を遂行するうえで技術者が十分な経験、実績	1.0	
実績	を有しているか。	1 0	
	1次審查合計	2 0	
(2) 2次審査	(2) 2次審査		
評価項目	評価基準	評価点	
取組方針	本市の現状や課題、本業務の目的を理解した上で、	1 0	
	専門的見地から、的確な提案を行っているか。	1 0	
	本業務については非常にタイトなスケジュールが		
業務実施体制	想定されるため、管理技術者が本市との打ち合わせ		
	や問い合わせに的確・迅速に対応できるとともに、	1 0	
	管理技術者を十分にサポートし、提案書に基づく業		
	務執行が可能な体制が構築されているか。		
業務実施スケジュール	業務の実施スケジュールが具体的で、本業務の委託	5	
	期間を踏まえた適切なものとなっているか。	Э	
民間事業者の募集に係る支援	整備基本計画を踏まえ、募集要項や要求水準書の作		
	成等、事業者の募集に係る支援を適切に行うことが	1 5	
	できるか。		
予定価格の算定に係る 支援	適切な時期に妥当性の高い予定価格の算定ができ		
	るか。民間活用による事業費縮減効果を算定する基	1 0	
	になる削減率の設定が適切な提案となっているか。		
民間事業者の選定に係	選定委員会で提案書を審査する際に、比較検討が明	1.0	
る支援	確にできるような資料を作成し、審査を円滑に進め	1 0	

	る支援を行う能力があるか。また、説明責任を果た	
	せる審査講評(案)を作成できるか。	
契約締結に係る支援	落札事業者との契約締結について、事業に精通した	
	弁護士による支援を含め、適切かつ円滑に進める支	5
	援ができるか。	
建設候補地の取得に係	収用事業認定に必要な図面等提出書類の作成支援	
る関係諸官庁との協議	ができるか。	5
に必要な支援		
	見積金額に関する評価	
見積金額	(参加事業者中最低見積金額/当該事業者見積価格) × 1 0	1 0
	※見積金額は税抜とする。算出された評価点の小数	1 0
	点以下第2位を四捨五入する。	
2次審查合計		8 0
総 合 計(1次及び2次審査合計)		1 0 0

11 受託候補者の選定

- ア 2次審査の評価点数に1次審査の評価点数を加えた合計点が最も高い提案者を本業務の 受託候補者とし、業務委託契約の締結について協議する。なお、各委員の評価点の平均 が60点に満たない者は、受託候補者として選定しない。
- イ 合計点が同点により2者以上となった場合は、それらのうち、1位(同順1位を含む) とした委員の人数が最も多い提案者を上位とする。1位とした委員の人数が同数の場合 は、2位以降について同様の判断を繰り返し行うものとする。
- ウ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において委員の評価点の平 均が60点以上であれば当該提案者を受託候補者とし、協議を行う。
- エ 受託候補者が、「3 参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の受託候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに受託候補者として 選定するものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認された場合
- (2) 本要項に定める参加資格を満たさない場合
- (3) 審査の透明性・公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 見積金額が本要項に示した見積限度額を超える場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり不適当と認められる行為等があった場合

13 契約の締結等

受託候補者として選出された者と委託内容、経費等について再度調整を行い、委託条件を協議のうえ委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる

場合がある。

受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の記載があったとき又は協議が不調のときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で順位付けられた上位の者から順次、契約締結の協議を行う。

14 その他留意事項

- (1) 提案書の作成等プロポーザルへの参加に関して必要な費用は、参加者負担とする。
- (2)提出書類は、選定結果に関わらず返却しない。なお、提出された資料は本業務に係る業者 選定以外の用途には使用しない。
- (3) 本要項に基づき提出された提案書等は、赤穂市情報公開条例(平成17年赤穂市条例第2号)の規定に基づき公開の対象となる。

15 問い合わせ先及び書類提出先

〒678-0173 兵庫県赤穂市浜市 627 番地 1 赤穂市立学校給食センター

TEL: (0791) 48-7151 FAX: (0791) 48-1540

E-mail: kyusyoku@city.ako.lg.jp